

岩手県医療局管理規程第 18 号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 7 月 31 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後															
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 特殊勤務手当は、その月分を翌月 <u>(医師手当にあつては、その月)</u> の給料の支給日に支給する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特地公署の指定)</p> <p>第 6 条 特地公署は、次の表に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>隔遠地公署</th><th>所在地</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立沼宮内病院附属 属南山形診療所</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立東和病院附属 <u>田瀬診療所</u></td><td><u>花巻市東和町田瀬</u></td><td><u>1 級地</u></td></tr></tbody></table>	隔遠地公署	所在地	級別区分	岩手県立沼宮内病院附属 属南山形診療所	[略]		岩手県立東和病院附属 <u>田瀬診療所</u>	<u>花巻市東和町田瀬</u>	<u>1 級地</u>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特地公署の指定)</p> <p>第 6 条 特地公署は、次の表に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>隔遠地公署</th><th>所在地</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立沼宮内病院附属 属南山形診療所</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	隔遠地公署	所在地	級別区分	岩手県立沼宮内病院附属 属南山形診療所	[略]	
隔遠地公署	所在地	級別区分														
岩手県立沼宮内病院附属 属南山形診療所	[略]															
岩手県立東和病院附属 <u>田瀬診療所</u>	<u>花巻市東和町田瀬</u>	<u>1 級地</u>														
隔遠地公署	所在地	級別区分														
岩手県立沼宮内病院附属 属南山形診療所	[略]															
備考 改正部分は、下線の部分である。																

附 則

- この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の日の前日において現に在職する医師又は歯科医師である職員の医師手当の支給日については、なお従前の例による。